

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

文化観光局

（令和3年度）

監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p><b>【指摘5】実績報告の書類について</b></p> <p>当該事業を委託するに当たり、仕様書において、「成果物提出の留意事項」として「次年度以降における展開案も盛り込むこととする」との内容があった。しかしながら、提出された成果物の中で、当該事項を確認することはできなかった。</p> <p>留意事項は、当然その必要性があることから仕様書に盛り込んだ事項であると考ええる。</p> <p>市の担当者としては、その趣旨を十分に勘案して、委託者には仕様書通りに確実に報告させるように指導する必要がある。</p>	<p>業務委託に係る起案書類作成時には、仕様書の内容を精査するとともに、履行後の完了検査において、仕様書の内容が履行されていることの確認を徹底するよう、課内に周知した。</p> <p>加えて、局内課長会において、事案の概要を周知し、注意喚起を行った。</p> <p>課内周知日 令和4年4月5日 文化観光局内課長会における周知日 令和4年6月27日</p>